

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（横路孝弘君） 馳浩君。

〔馳浩君登壇〕

○馳浩君 自由民主党の馳浩です。

本日は、自由民主党・無所属の会を代表し、政府が提出した子ども・子育て新システムに関する三法案について質問をいたします。答弁が足らざる場合は、再質問をいたします。（拍手）

まず、野田総理に伺います。

今回の関連三法案を提出する議論のスタート地点は、平成二十一年八月総選挙の政権交代マニフェストでしょうか。それとも、その半年前、平成二十一年三月三十一日に小渕優子少子化担当大臣のもとで政府が発表した「今後の認定こども園制度の在り方について」でしょうか。お答えください。

本来ならば財政機能回復のための一体改革なの

に、どうしてこのような新システムの法案が提出されるに至ったのか、その政策立案の原点が何なのかが問題となります。ましてや、新システムの条件として、消費税増税を財源とすることになっております。

この法案のベースとなる理念は、どう見ても小渕報告にあります。

「縦割り行政になっている子どもに関する施策を一本化し、質の高い保育の環境を整備する」とマニフェストでうたいながら、結局、出てきた案は三本化。議論の末、結局、小渕報告をなぞるような制度になってしまったのはどうしてでしょうか。総理、明確にお答えください。

次に、平野文部科学大臣と小宮山厚生労働大臣に質問します。

この法案を提出するに当たり、中央教育審議会や社会保障審議会に諮問をしたのでしょうか。審議会の審議や両審議会の合同検討会ほどの程度行つたのでしょうか。もししていいとするならば、それはどうしてですか。

学校教育法の体系や児童福祉法の体系に踏み込む、大きな制度改正です。両審議会での十分な審議と情報公開のプロセスを経ることが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

続いて、小宮山大臣に伺います。

認定こども園法案の附則では、五年後の見直し規定がありました。法律に基づいての見直しや検証や分析を行ったのでしょうか。その見直しを行ったのならば、どこに問題点があったのでしょうか。

ちなみに、平成二十三年度から二十四年度にかけて、認定こども園の設置数は七百六十二カ所から九百十一カ所へと着実に伸びております。

法律に基づく五年後の見直しをし、その結果に基づいて認定こども園制度の簡素化と改善をし、拡充をすれば、それでいいだけではありませんか。小宮山大臣の答弁を求めます。

続けて伺います。

二年前、小宮山大臣は、幼児教育団体の代表者に対して、認定こども園のことを盲腸と表現されました。その盲腸に極めて近い内容の法案を提出されています。

小宮山大臣は、認定こども園と総合こども園の違いをどのように考えているのか、その認識を伺います。

続いて、平野大臣に伺います。

小学校就学前の子供にはどのような幼児教育が必要であり、どのような施設設備、環境が必要なのかの議論を文部科学省は行ったのでしょうか。お答えください。

続けて伺います。

平成十八年に教育基本法が全面改正され、翌年の学校教育法の改正で幼稚園が学校教育体系の一番最初に組み込まれました。今回の法改正では、その経緯や意義を踏まえているのでしょうか。

続いて、小宮山大臣に伺います。

安心こども基金を、幼稚園でも活用しやすい仕組みとしたり、市町村の財政負担を軽減したりすることによって、認定こども園の設置数は、今後とも伸びる傾向にあるのでしょうか。複

雑な新システムを新規につくるよりも、既存の施策を改善し充実する方が、待機児童の解消は進むと思います。いかがでしょうか。

続けて伺います。

総合こども園の入所年齢は満三歳からです。したがって、ゼロ、一、二歳の乳幼児は入所義務がありません。しかし、待機児童の八割は、このゼロ、一、二歳の乳幼児です。これで本当に待機児童を減らすための制度になっているのでしょうか。もし、総合こども園が待機児童解消対策ではないのならば、その設置目的は何なのでしょう。答弁を求めます。

続けて伺います。

現在、幼稚園での預かり保育を実施しておりますが、保育所運営費と比べて極めてわずかな公費のみに頼っており、財政的な不安が大きい中、不安定な運営を強いられています。まずは預かり保育の拡充、規模拡大に取り組めば、待機児童の解消はかなり進むと考えますが、いかがでしょうか。続いて、平野大臣と小宮山大臣に伺います。

施設の指定制導入により、利潤を追求することを目的とする株式会社、適合法人として、教育と保育を行うことを目的とする総合こども園に参入することを認めることは、教育の質を向上させるという我が国の教育行政の根本的な転換を意味すると思います。また、保育を金もうけの場にするのかとの保育関係者の不信は根強いものがあります。児童福祉の後退になりかねないという不信感があります。

構造改革特区での株式会社立学校についても、

文部科学省によって、経営の悪化による撤退など、多くの問題点が指摘されています。その問題点を放置したまま、株式会社を参入させることの経緯を教えてください。また、無認可保育所の管理不足事故は、いたいけな子供の命を脅かす事態を招いており、保育への株式会社の参入は慎重であるべきです。

両大臣の説明を求めます。

続いて、平野大臣に伺います。

教育基本法第十条は、家庭教育として、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とし、第二項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とあります。

このたびの子ども・子育て支援法、総合こども園法では、こうした教育基本法における学校教育と家庭教育の考え方を前提としているのでしょうか。

本来、家庭教育で担うべき教育的役割を、総合こども園で肩がわりするような構図にはなっていないでしょうか。平野大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、平野大臣に伺います。

総合こども園は、学校としての性格を有するとされる以上、学校としての最低基準である現行の

幼稚園設置基準を満たす施設が認可基準とされるべきことは当然と考えます。

しかしながら、基本制度とりまとめでは、既に認可を受けている施設からの移行については基準の特例が設けられ、現行の幼稚園、保育所の基準の低い方へと誘導しているように見受けられました。

学校教育機能部分に関する設置基準は、現行よりも教育の質を向上せしめるものとすべきであり、特に、運動場の必置義務については、十分満たされるべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

続いて、小宮山大臣に伺います。

子ども・子育て支援法において、こども園給付は機関補助ではなく個人給付とされ、施設が代理受領するとされています。

なぜ、機関補助とせず、個人給付の法定代理受領という複雑な仕組みとする必要があるのでしょうか。個人給付とした理由を教えてください。

続けて伺います。

現行の保育所は、市町村による措置義務がありますから、正当な理由がない限り、入所を拒めません。

ところが、私立幼稚園は、建学の精神があり、経営者側の方針によって入園が選抜されることがあります。

この根本的に異なる二つの保育と教育とを折衷させる総合こども園という案は、そもそも無理があるではありませんか。

したがって、五年経過した認定こども園制度の

見直しをして、今までの運営状況を見て、知見をもとに制度の簡素化や拡充をした方がよいと申し上げております。小宮山大臣と私の認識にどれほどの差があるのか、教えてください。

小坂憲次元文部科学大臣は、認定こども園制度を法制化したときの大臣です。そのときの国会答弁で、実施に際しては、行政の窓口も、手続の書類も、経理も、お金の出し方も簡素化し、ワンストップサービスで一元化した方がよいという趣旨の答弁を繰り返しておりました。私は、当時の副大臣として、そばで聞いておりました。

ところが、法律が成立してからの都道府県や市町村の現場の対応は、小坂大臣の意向には沿わないものとなっていきますし、設置数も当初の期待を裏切っております。ここに、立法院の議論と、行政府の現場業務との乖離を見た思いがします。どうして大臣の意向が現場に反映されなかったのだろうかと私も反省をしておりますし、霞が関の読みが甘かったのかもしれない。

野田総理、立法院で制度をいじれば全てが解決するものではありません。現場のニーズに応える制度論こそ必要だと思いませんか。総合こども園に使うお金があるならば、保育士や幼稚園教諭の処遇改善をする方がよっぽど現場の士気が高まるし、教職員の定数改善や研修充実こそが切望という現場の声があります。そういう声は野田総理にも届いておりませんか。見解を伺います。

続いて、小宮山大臣に伺います。

新システムでは、保護者と施設が直接的契約を結びます。市町村の保育の実施義務がなくなり

ます。保育に対する公的な責任が大幅に後退します。当然、質の低下が憂慮されています。結果として、本当に保育の必要な子供や、障害児や虐待待児などが排除されるおそれがあります。これではよいのでしょうか。小宮山大臣の認識を伺います。

続いて、野田総理に伺います。

新システムは、働く親の子育て支援に重点化されており、専業主婦の存在をないがしろにするような印象を与えます。働く親と子育てに専念する親と対立するものではなく、双方を適切に評価し、双方に配慮した施策とすべきと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁を求めます。

続いて、小宮山大臣に伺います。

自由民主党は、幼児教育を国策とし、全ての子供に良質な幼児教育を提供する必要があると考えます。子供の置かれた状況による格差を設けるべきではないと考えますが、大臣の見解を伺います。

最後に、野田総理に国家観と家族観を伺います。

恋愛し、結婚し、妊娠し、出産し、育児や家事をするというのは、男性と女性、父親と母親にとって極めて私的な選択であり、共同作業でもあります。家族とは、自然発生的にでき上がるものではなく、お互いに努力をしてつくり上げるものです。その営みあってこそ、国家の伝統と歴史と文化が継承され、経済や地域社会が発展する礎がつけられることを考えれば、保育と教育は、極めて神聖なる、公的な営みとも言えることができます。

家族という私的な空間と国家という極めて公的な役割を税と法律で結びつけるのが、永田町の政

治的使命でもあります。個人の尊厳や人権や倫理観を尊重しながらも、家庭の子育てを、いかに政府や地域社会や地方自治体や企業が側面から支援するかが課題です。

国民全体、とりわけ若い御両親や子供たちの視点となって、実りの多い法案審議をすべきであることを自由民主党の意見として申し上げ、野田総理の国家観、家族観を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 自民党馳浩議員から、私には四問の御質問をいただきました。

まず、子ども・子育て新システムの原点についてのお尋ねがございました。

子ども・子育て支援については、これまで、平成十九年十二月、自公政権下での「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で、次世代育成支援に関連する現物給付を体系的、普遍的に提供する包括的な支援の仕組みの構築がうたわれ、その後、平成二十年十一月の社会保障国民会議報告では、保育の質、量の抜本的拡充を図るための新たな体系の構築が必要不可欠とされておりました。

今般提案している子ども・子育て新システムは、民主党○九マニフェスト以前からのこうした提言や、御指摘がございました小渕担当大臣のもとの取り組みの方向性をも踏まえたものであります。

また、今回の一体改革では、未来への投資を強化することにより、全世代対応型の社会保障制度の実現を目指し、消費税の充当先をこれまでの高

齢者三経費から子育ての分野にも広げ、社会保障四経費として消費税を社会保障財源化することにしていきます。

このように、新システムは、自公政権以来の議論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えたものであり、政権や党派を超えて共有、御理解いただけるものと認識をしております。

続いて、処遇改善など、現場のニーズに応える制度論についてのお尋ねがございました。

新システムにおいては、質の高い幼児期の学校教育・保育を全ての子供に保障することを目指しており、質の向上の観点からも、保育等にかかわる職員の処遇の改善が必要だと考えております。

こうした質の改善については、国、地方を通じて恒久的な財源を確保しながら、優先順位をつけて実現を図っていきたいと考えており、その際には、子育て支援にかかわる当事者の声にしつかりと耳を傾け、現場のニーズにお応えをしていきたいと考えております。

続いて、働く親と子育てに専念する親の双方への支援についてのお尋ねがございました。

新システムは、チルドレンファーストの理念に立って、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるよう、子ども・子育てに関連する制度、財源、給付についての包括的、一元的な制度の構築を目指すものでございます。

具体的には、地域の実情に合った支援の提供、総合こども園の創設などによる質の高い学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡充、地域の子育て支援の充実などの取り組みを盛り込んでおり

ます。

これらを総合的に進めることで、働きながら子育てをされている保護者、御家庭で子育てに専念されている保護者のいずれについても適切な支援が行えるものと考えております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあしたがより豊かで幸せになれるという希望を誰もが持つことができる社会をつくることであります。高度経済成長期とその後失われた二十年という停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化や、現代という新しい時代の文脈に即した形で、誰もが希望を持てる社会をつくり上げ、それを将来の世代に引き継いでいくことこそ政治の使命であると考えております。

国づくりの根本にあるのは、人づくりであり、子育てや教育の問題であると考えています。教育のあり方や、公的セクターが家族をいかにサポートしていくかという問題は、政治における極めて重要な課題だと思っています。

家族観について申し上げれば、家族や子育てのあり方が過去の時代と大きく変わっていると思います。かつては家族で担ってきた役割を社会全体で担うことが求められている、あるいは、母親に求められてきた役割を行政が力を合わせて担うことが求められているのだというふうに思います。それにもかかわらず、こうした変化への政策的

な対応が後手後手に回ってきたのが近年の状況であります。待機児童の問題はまさにその象徴であり、今回提出した子ども・子育て三法案は、このような現在の家族のあり方に即した新しい制度的な対応だと考えます。

馳議員が最後におっしゃいましたけれども、自由民主党の意見として、国民全体、とりわけ若い御両親や子供たちの視点となって実り多い法案審議をすべきという御指摘は、まさにそのとおりだと思います。

ぜひとも、我が国の将来のため、子ども・子育て三法案を含め、一体改革についての建設的な御議論をお願いして、答弁とさせていただきます。

（拍手）

〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕

○国務大臣（小宮山洋子君） 馳議員から、まず、厚生労働大臣に対して、一問御質問いただきました。

子ども・子育て新システム関連三法案の社会保障審議会での審議についてですが、社会保障審議会児童部会で、平成二十二年二月十七日、平成二十三年十月三十一日の二回、社会保障審議会で、平成二十三年八月二十九日、平成二十四年一月三十日の二回、内閣府に設置された子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチームでの検討状況などを御報告し、審議をしていただきました。

なお、社会保障審議会と社会保障審議会児童部会は、一般傍聴が可能で、議事録も公開しています。

次に、少子化対策担当大臣として、十問御質問

いただきました。

まず、認定こども園の見直しや検証についてですが、認定こども園は、幼稚園制度及び保育所の制度を基礎とした上で、幼児期の学校教育及び保育を一体的に提供する幼保一体化の先駆的取り組みであり、施設を利用しての保護者や認定を受けた施設から高く評価されています。

そのあり方については、制度施行後、認定こども園制度の在り方に関する検討会や子ども・子育て新システムの検討会議で、関係者からヒアリングも行い、議論を重ねてきました。

認定こども園での課題としては、財政支援が不十分であること、幼稚園と保育所の制度を前提としているため二重行政であることなどが挙げられています。

今回の法案では、こうした課題に対応するため、こども園給付や総合こども園制度の創設により、財政措置や二重行政の解消を図ることになっています。

認定こども園と総合こども園の違いについては、認定こども園は、幼稚園と保育所の制度が前提であるため、認可や財政支援で二重行政となっているという課題が指摘されていました。総合こども園は、これまでの認定こども園の成果を生かしつつ、こうした課題に対応した仕組みと考えています。

既存の認定こども園の改善によって待機児童解消をすべきではという御指摘ですけれども、認定こども園は、幼保一体化の先駆的な取り組みだという認識を持っています。一方で、幼稚園と保育

所の制度が前提となっているため、施設や会計に関して別々の制度が適用されるといった二重行政の課題があるということ、また、安心こども基金による財政支援が不十分であることが指摘されています。

こうしたことにより、認定こども園の設置数が伸び悩んでいることから、制度の見直しを行い、認定こども園制度をさらに発展させた形で、総合こども園制度に移行することにしました。

同時に、御指摘の待機児童の問題に対応するため、市町村新システム事業計画の策定による地域の保育需要の把握と計画的な整備、指定制度の導入による多様な主体の参入、地域型保育給付の創設による小規模保育事業等の多様な保育事業の推進などに取り組み、こうしたことによって待機児童の解消を加速していきたいと考えています。

総合こども園の待機児童対策としての効果と設置目的についてですが、その目的は、もちろん、待機児童の解消もありますけれども、総合こども園は、質の高い学校教育・保育と家庭での養育支援を一体的に提供する施設として創設するという目的がございいます。

御指摘のとおり、待機児童のおよそ八割が三歳未満の子供ですが、待機児童の状況や学校教育、保育に対するニーズは地域によってさまざまです。このため、総合こども園に、ゼロ歳から二歳児の受け入れを全国一律に義務づけるということとはしていませんが、調理室の設置支援や〇歳から二歳児に対する経費を見込んだ単価設定などのインセンティブを付与することなどによって、地域の実

情にに応じて、待機児童が多い〇歳から二歳児の受け入れが進むようにしていきたいと考えています。これに加えて、子ども・子育て新システムでは、保育に関する仕組みを変えることで、保育需要があるところで機動的に質の確保された保育の量的拡充を図ることができるようにしています。具体的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、指定制度の導入、地域型保育給付の創設による多様な保育の推進など新たな仕組みを導入して、待機児童の確実な解消を目指していきます。

幼稚園の預かり保育の拡充については、幼稚園の預かり保育は共働き家庭の子供を一定程度受け入れているので、預かり保育の拡充は、三歳以上の子供の待機児童対策として有効な手段の一つだと考えています。

一方で、現在の預かり保育は、待機児童の八〇%を占める三歳未満の子供を対象としていないこと、担当する職員に保育士資格が必要とされていないこと、私学助成による助成額等も長時間の保育を前提とした水準でないことなど、待機児童対策として活用する上では課題もあります。

子ども・子育て新システムでは、幼稚園の総合こども園への移行を促進することによって、三歳未満の子供の受け入れも可能とし、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭が担当することにし、現在の預かり保育を利用している三歳以上の子供も含め、保育の必要性の認定を受けることで、保育にかかる費用に応じたこども園給付が支給されるなど、現在の制度の課題を解決して待機児童の解消を一層促進していきます。

保育への株式会社参入への懸念についてですが、保育をするときに、子供の安全、これは最も大切なことなので、これまでも、認可施設、認可外施設を問わず、保育施設で発生した重大な事故の状況を把握し、事故防止のための措置をとってきました。

平成十二年度から保育への株式会社参入は可能になっていますが、その際も、認可基準を満たすことはもとより、設置者について適正に審査を行うよう求めてきました。

新システムでも株式会社の参入を認めることにしていますが、質の確保のための客観的基準を満たした施設のみを指定し、指定については五年ごとの更新制とし、定期的なチェックを行うほか、市町村による報告徴収、立入検査等の指導監督を実施する、また質にかかわる情報開示を義務づけるなど、質の確保のための仕組みを設けます。

こうしたことによって、質の確保された学校教育、保育が確実に提供される仕組みにしていきたいと考えています。

こども園給付を個人給付とした理由ですが、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるためには、施設側の制度の縦割りの視点で考えるのではなく、利用者の側の制度横断的な視点、すなわち子供本位の視点で考えることが必要です。このため、既存の幼稚園や保育所の縦割りの制度を再構築して、双方にまたがる包括的な制度に改めるとともに、利用者の受給権に着目して個人給付の仕組みを導入することにしました。個人給付の仕組みでは、子供一人一人について、

受給資格や必要性の確認、認定が行われることとなります。そして、これを通じて把握された地域の学校教育、保育のニーズに応えられる体制を確保することにより、全ての子供に対して、それぞれのニーズに応じた学校教育、保育を確実に保障していきます。

総合こども園の創設についてですが、新システムでは、認定こども園制度についても検証を重ねた上で、その課題を解消し、幼児期の学校教育、保育を一体的に提供する施設として総合こども園を創設することとしています。総合こども園は、認定こども園の、全ての子供に質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に提供するという趣旨をしっかりと引き継ぐものだと考えています。

直接契約の導入に伴う懸念ですが、新システムでは、市町村は、管内の施設や事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するなど、利用者を支援します。

また、待機児童が発生しているような場合には、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用可能な施設や事業者をあっせんします。

さらに、障害児等の特別な支援が必要な子供などに対しては、市町村が利用可能な施設や事業者のあっせんや利用の要請を行うとともに、虐待のおそれがある場合などには、利用の勧奨や入所の措置を行う仕組みにしています。

施設や事業者に対しては応諾義務を課して、正当な理由なく入所を拒否することができない仕組みにしています。

このように、新システムでは、市町村が確実に

利用者を支援するとともに、御懸念のような事態が生じない仕組みにしています。

幼児教育について、子供の置かれた状況による格差を設けるべきではないとの御指摘についてですが、新システムでは、地域での学校教育、保育の計画的整備や総合こども園の創設等により、親の働き方など子供の置かれた状況にかかわらず、質の確保された学校教育、保育を全ての子供に保障することとしています。全ての子供に良質な幼児教育を提供するという点について、目指す方向性は同じだと考えています。（拍手）

〔国務大臣平野博文君登壇〕

○国務大臣（平野博文君） 馳議員の方から六つの御質問をいただきました。

まず最初に、中教審における審議についてのお尋ねがございました。

子ども・子育て新システムは、省庁横断的な課題であるため、その検討に当たりましては、内閣府に設置されました子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチームにおいて議論が行われてまいりました。その検討過程で、ワーキングチームの検討状況を中教審の初等中等教育分科会に説明し、教育の観点から八回にわたり御議論をいただき、その結果をワーキングチームの方に報告してきたところでございます。また、この会議は原則公開、議事録も公表しているところでございます。

次に、小学校就学前の子供に必要な幼児教育についてのお尋ねでございますが、現在、幼稚園においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培

うものとして、幼児の健やかな成長のために適切な環境を整え、その心身の発達を助長するため、まず、教育内容の基準としての幼稚園教育要領と施設や設備等の基準として幼稚園の設置基準に基づいた教育が行われております。

子ども・子育て新システムにおいて新たに創設する総合こども園においても、現在の幼稚園教育と同様の目的や目標に基づき、学校としての基準と児童福祉施設としての基準をあわせ持つ基準を適用し、質の高い学校教育、保育を保障することとしております。

総合こども園の基準の具体的内容につきましては省令などで定めることとしており、法案成立後、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、制度の施行までに検討をしまいたいところでございます。

三点目、教育基本法、学校教育法との関係についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、平成十八年の教育基本法の改正において、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定し、これを踏まえた学校教育法の改正において、幼稚園を学校教育体系の最初に位置づけるとともに、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化したところでございます。

子ども・子育て新システムは、こうした現行の教育基本法、学校教育法の考え方を踏まえて、総合こども園の創設により、親の働き方にかかわらず学校教育を受ける機会を保障するなど、教育の観点から子ども・子育て支援を充実させるものでございます。

次に、総合こども園の株式会社の参入についてのお尋ねでございますが、御指摘の特区による株式会社立学校において学校運営や教育活動に不適切な事例があったことは承知いたしております。この点については、今後、特例措置の評価を通じて適切に対処してまいります。

総合こども園につきましては、現在、株式会社の参入が認められている保育所が原則として全て総合こども園に移行する、待機児童解消のための量的拡大という強い社会的要請に基づいて、一定の要件を満たした株式会社参入を認めるものであります。これは、児童福祉施設としての性格を有する総合こども園固有の極めて特殊な要請によるものであります。

この場合でも、学校教育を担うにふさわしい公共性、永续性、確実性を担保することは極めて重要であることから、総合こども園への株式会社参入に当たっては、参入段階、運営段階、撤退段階において厳しい規制を課すこととしています。

これらを厳正に運用することにより、営利追求のために総合こども園の運営がゆがめられ、教育の質の低下が起ることのないように、また、園児に悪影響が及ぶことのないようにしていきたいと考えているところでございます。

次に、教育基本法における学校教育と家庭教育の考え方についてのお尋ねでございます。

子ども・子育て支援法案の第二条において、子ども・子育て支援は、親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する、親が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、

学校、地域、職域その他、社会のあらゆる分野においての構成員が、おのおのの役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないと基本理念が規定をされています。教育基本法第十条においては、父母が子供の教育に第一義的責任を有するものとしております。

新システムにおいても、同様の考え方を前提としていただいております。

総合こども園の創設を含む新システムは、このような前提に立ちつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える社会の機能を新しい形で再生させることとしているものであります。家庭教育の役割を肩がわりするものではございません。

最後に、運動場の必置義務についてのお尋ねでございます。

運動場につきましては、重要な指摘であり、学校教育の質を担保する観点から、各施設に置くことが望ましいと考えております。

主務省令で定めることになっておるわけでありますが、総合こども園の基準の具体的な内容については、法案成立後、子ども・子育て会議の意見を踏まえながら、制度の施行までに検討をしまいたいと思います。

以上でございます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 馳浩君から再質疑の申し出がございます。残り時間がわずかでございますから、簡単にお願いをいたしたいと思います。馳浩君。

〔馳浩君登壇〕

○馳浩君 認定こども園法案の附則に基づく五年後の見直しについての答弁が不十分でありました。

先ほど小宮山大臣が申されましたが、実は、既に三年後の見直しで、小渕報告にはこうあるんですよ。財政支援の充実、二重行政の解消、教育と保育の総合的な提供の推進、家庭や地域の子育て支援機能の強化、質の維持向上への対応と。

既に三年目にここのまでの見直しがあつて、さらに、法律に基づいては、五年後に見直しをして、それを踏まえて対応しようという法律上はなつていたのに、大臣の答弁は、財政支援が不十分である、二重行政であること、この点しかお触れになりませんでした。

ここで私が心配するのは、幼児教育団体の要望に対して、小宮山大臣が盲腸という発言をされたことに全て尽きるのではないかなというふうに思っております。何をもちて認定こども園に対してそういう表現をされたのか。言葉を大切にする小宮山大臣ならば、非常に配慮に欠けていたなど私は思いますし、気をつけていただきたいと思えます。

そもそも、認定こども園という制度を、昨年からことしにかけても百五十万所以上伸びてきているわけでありますから、この問題をもうちよつと掘り下げて議論を進めていく。野田総理も、小渕報告も踏まえて民主党政権のこの法案をまとめられたというのでありますから、そういう同じような土俵に立つ努力をしなければいけないのではありませんか。だから、五年後の見直しについても

つと真摯に御答弁をいただきたいというのが私の質問であります。

以上、終わります。（拍手）

〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕

○国務大臣（小宮山洋子君） 小渕報告の中で、三年目の見直しで、私が先ほど申し上げたような幾つかの課題があるということは既に指摘をされ、その解決に向けて取り組んできたということは承知をしております。

ただ、その後も、先ほど申し上げたように、認定こども園制度の在り方に関する検討会ですとか子ども・子育て新システムの検討会議、私も当時副大臣としてかなりの部分に参加していますけれども、その中でも見直しをいろいろと検討する中で、やはり今の制度のままでは見直ししても、例えば、認定こども園の中の保育園型の子供については厚生労働省に請求をする、幼稚園型の子供については文部科学省に請求をするというような二重行政の中では、九百九十九万にふえてはいますが、目標の二千万所のまだ半分には満たないということもあつて、それは今回抜本的に改革をして、もちろんこの認定こども園のよかつた部分は踏襲をしながら、さらに制度を改正する。

総合こども園制度にすることによって一元化を図ることによって、そうしたよい面も生かしながら、新たに学校教育、保育の質のよいものを全ての子供に提供する形にしたいとされているところでございます。

そして、先ほどから、私が盲腸という発言をしたという点ですけれども、私も、そういう発言を

したのであれば、本当にそれは失礼なことなので、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、そのことが、議事録が残っているような公式の場ではなくて、私が副大臣をしているときにおいでになって会話をしている中で、私がそういう発言をしたとおっしゃっているということでございます。私はそういうふうな失礼な意図で申し上げたつもりはございませんが、そのことが関係者の方に不快な思いをさせたということであれば、心からおわびを申し上げます。（拍手）